

## [事案 2023-293] がん診断給付金等支払請求

・令和7年6月2日 和解成立

### <事案の概要>

医師が悪性新生物と診断していることを理由に、がん診断給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年3月に入院し頭骸骨内腫瘍摘出術を受け、同年4月に上衣腫と診断されたことから、令和2年7月に契約したがん保険にもとづきがん診断給付金を請求したところ、約款上の悪性新生物、上皮内新生物のいずれにも該当しないことを理由に、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1) 医師が、診断書で「悪性新生物」と明記している。
- (2) 自分の病状は極めて稀で、脳にまで多数播種している。脳腫瘍に罹患したにもかかわらず、保険の対象とならないのはいかなるものか。
- (3) 他社からは、給付金が支払われた。同じ診断で支払われないのは納得できない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款において、がんは、「ICD-10の基本分類コード」または「国際疾病分類—腫瘍学 第3.1版の第5桁コード」にもとづき定められる。
- (2) 本傷病である Myxopapillary ependymoma (粘液乳頭状上衣腫) は、国際疾病分類では、性状コードは「/1」であることから、約款上の悪性新生物、上皮内新生物のいずれにも該当しない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の傷病の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。